

平成26年1月6日

岐阜商工会議所の会頭職務執行者について

平成25年12月27日 堀江博海会頭が一身上の都合により会頭を辞任されたことに伴い、岐阜商工会議所定款第32条2項の規定により、大松副会頭が会頭職務執行者となり、商工会議所運営にあたられることとなりましたので、お知らせいたします。

記

岐阜商工会議所

会頭職務執行者

副会頭 大 松 利 幸

以上